

別記

第1号様式（第11条、第13条、第14条関係）

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

(あて先) 京都府知事		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）	
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		大和リゾート株式会社 代表取締役 大塚 敬一	
大阪市北区梅田3丁目3番5号		電話	

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項（第18条第2項、第18条第3項）の規定により提出します。				
特定事業者の主たる業種	旅館、ホテル			
該当する事業者要件	京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））			
計画期間	平成 18年 4月 ～ 平成 20年 3月			
基本方針	お客様に快適な空間を提供することを前提、コスト削減（温暖化防止）に努める。			
推進体制	地球温暖化防止（CO <sub>2</sub> 排出量削減、廃棄物削減に向けて環境情報管理システム（エコシート）を活用し本社にて、CO <sub>2</sub> 排出量を分析			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	～19	電灯スイッチ	時間当の電気料金を表示	
	～19	大型冷凍冷蔵庫電灯スイッチ	自動消灯スイッチに更新	
	～19	中監視盤	主だった空調機を自動発停	
	～19	排気ファン	外気侵入防止策として不必要な排気ファンの停止	
	～19	全設備	夜間電力の有効活用	
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （ 17 ）年度 （二酸化炭素換算（t））	目標年度（計画） （ 19 ）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （計画） （%）
	A 事業所等排出区分	3875.2 t	3875.2 t	0.0 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	*1 3875.2 t	*2 3875.2 t	0.0 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画） 取組量等 （二酸化炭素換算（t））		
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用	(利用量) m <sup>3</sup>	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量) kwh	(削減量) t	
		(熱供給量) GJ	(削減量) t	
	グリーン電力の購入	(購入量) kwh	(削減量) t	
	削減量等合計		*3 t	
	差引排出量 (排出合計－削減等合計)	*1 3,875.2 t	目標年度（計画） *2 3875.2 t	削減率（計画） 0.0 %
特記事項	外気温、集客状況により温暖化ガスの排出量が左右されますので、目標は、実績と同様にしました。しかしながら、オープンから12年経過した建物でもあり、リニューアル時は、COP等の値を考慮し、温暖化ガスの削減につとめます。中央監視制御盤のリニューアルにより、デマンドコントロールと主だった空調機の発停をスケジュール運転し、ロスの少ない運転が可能となっています。			
連絡先	担当部署			
	担当者氏名			
	住所			
	電話番号			
	ファクシミリ番号			

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。